第３　発生予察のための監視

１　定点モニタリング

⑴　都道府県は、野鳥の飛来地周辺に所在する農場、開放型の飼養をしている農場等の感染リスクが他と比較して高い環境にある農場のうちから、各都道府県内における家畜保健衛生所数に３を乗じた戸数の農場を選定し、毎月１回、検査を行う。農場を選定する際には、農場の所在を勘案し、可能な限り偏在しないように努める。

⑵　当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽（死亡家きんが確認された場合には、当該死亡家きんを含む。）を対象に、気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。

⑶　都道府県は、⑵で採材した検体について、ウイルス分離検査及び血清抗体検査を行う。

２　強化モニタリング

⑴　都道府県は、当該都道府県内の農場について、95パーセントの信頼度で10パーセントの感染を検出できる数を対象として検査を行う。検査対象の農場の選定は、農場を飼養規模別にグループ化し、当該グループごとに無作為抽出法により行う。

⑵　当該検査は、渡り鳥の飛来状況を勘案し、原則として10月から５月までの間に計画的に実施する。

⑶　当該農場の検査を行う家畜防疫員は、家きんの臨床検査を行うとともに、農場ごとに、家きん舎に偏りのないよう最低10羽を対象に、血液を検体として採材する。

⑷　都道府県は、⑶で採材した検体について、血清抗体検査を行う。

３　モニタリング結果の報告等

⑴　都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの対象農場について、農場の概要（所在地、飼養鳥種、飼養羽数等）及び定点モニタリングにあってはその選定理由について、遅滞なく、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

⑵　都道府県畜産主務課は、定点モニタリング及び強化モニタリングの結果について、毎月、動物衛生課に報告する。ただし、モニタリングの結果が陽性となった場合には、直ちに動物衛生課に報告する。

４　モニタリングを行う検査員の遵守事項

採材を行った者は、次の事項を遵守する。

①　農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具の消毒及び車両の消毒を行うこと。

②　帰宅後は、入浴して身体を十分に洗うこと。

③　立ち入った農場における臨床検査により異状が確認された場合には、遺伝子検査（第４の５の⑴の①の遺伝子検査をいう。第４の４において同じ。）の結果が判明するまで、他の農場に立ち入らないこと。

５　野鳥等で感染が確認された場合の対応等（法第10条）

⑴　都道府県は、野鳥等の家きん以外の鳥類（その死体、糞便等を含む。）で高病原性鳥インフルエンザウイルスが確認された場合には、原則として、次の措置を講ずる。

①　当該鳥類を確保した場所又は当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）の消毒並びに通行制限及び遮断（山中、住宅密集地等で発見された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要と認められない場合を除く。）

②　確認地点を中心とした半径３キロメートル以内の区域にある農場（家きんを100羽以上飼養する農場（だちょうにあっては、10羽以上飼養する農場）に限る。）に対する速やかな立入検査（死亡率の増加、産卵率の低下等の異状の有無及び飼養衛生管理基準の遵守状況の確認）

③　確認地点を中心とした半径３キロメートル以内の区域にある全ての農場に対する注意喚起及び家きんに対する健康観察の徹底の指導

⑵　都道府県は、当該都道府県の職員で野生動物の事務に従事するもの（自然環境部局）及び家畜防疫員が相互に連絡し、及び適切に分担して、野鳥のサーベイランス検査を行う。

この際、家畜防疫員は、農場に対する指導及び検査を優先的に行うものとするが、可能な限り自然環境部局の行う野鳥のサーベイランス検査に協力するものとする。

第４　異常家きん等の発見及び検査の実施

１　家きんの所有者等から届出等を受けたときの対応

⑴　都道府県は、次の場合には、動物衛生課に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

①　家きんの所有者又は獣医師から、同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間（当日から遡って21日間（当該期間中に家きんの伝染性疾病、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等家きんの死亡率の上昇の原因となる特段の事情の存した日又は家きんの出荷等により家きん舎が空となっていた日が含まれる場合にあっては、これらの日を除く通算21日間）をいう。以下同じ。）における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている旨の届出を受けた場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②　民間獣医師等が行った簡易検査キットを用いた抗原検査（以下「簡易検査」という。）や血清抗体検査により陽性となった旨の届出を受けた場合

③　①及び②のほか、次に掲げる場合など高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染の疑いを否定できない家きんがいる旨の届出を受けた場合

ア　鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合

イ　５羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）又はまとまってうずくまっている場合

⑵　都道府県は、⑴の届出を受けた場合には、届出者等に対し、当該農場の家きん及び家きんの死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

２　農場での検査等

⑴　家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して家きん舎に入り、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況を確認するとともに、異状が認められる家きん舎ごとに死亡家きん及び異常家きん（異常家きんが認められない場合には、生きた家きん）のそれぞれ複数羽（死亡家きんについては５羽以上（５羽に満たない場合は全羽））を対象とした簡易検査を行う。

⑵　家畜防疫員は、簡易検査が終了し次第、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果を都道府県畜産主務課に電話で報告する。

⑶　都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による検査の結果、次のいずれかを確認した場合には、死亡羽数の推移、死亡家きん及び異常家きんの状況並びに簡易検査の結果の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①　同一の家きん舎内において、１日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の２倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②　簡易検査によりＡ型インフルエンザウイルスの抗原が検出された場合

③　民間獣医師等が行った簡易検査や血清抗体検査により陽性となったことが確認できた場合

３　農場における措置

⑴　都道府県は、２の⑶により動物衛生課に報告した場合には、当該農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明するとともに、動物衛生課と協議の上、直ちに次の措置を講ずる。

①　気管スワブ、クロアカスワブ、血液及び死亡家きんの臓器を検体として採材する。